

令和8年度伝統鮎やな設置工事について（公告）

令和8年5月22日
一般社団法人 延岡観光協会
代表理事 盛武 一則

競争入札を実施いたします。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 伝統鮎やな設置工事
- (2) 工事場所 延岡市大貫町3丁目 大貫地先
- (3) 工期 令和8年12月18日まで
- (4) 工事概要 伝統鮎やなの資材準備、設置、維持管理、撤去
- (5) 予定価格 13,320,000円
- (6) 公表価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額） 12,109,090円

2 競争入札参加にあたって

本工事の入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 競争入札参加申請書（様式1号）
- ② 配置予定技術者調書（様式2号）
- ③ 誓約書（様式3号）
- ④ 工事誓約書（様式4号）
- ⑤ 建設業許可証の写し
- ⑥ 入札書

3 入札締切り日時

令和8年6月18日（木）17時00分

4 入札保証金に関する事項

免除する。

5 工事完成保証人

本工事の入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の(1)又は(2)の区分に応じ、それぞれの区分に規定する要件を満たす工事完成保証人（入札参加希望者に代わって自らその工事を完成することを保証する他の建設業者のことをいう。）を立てなければならない。

(1) 入札参加希望者が鮎やなの設置工事の施工実績を有する者の場合

建設業の許可（土木一式工事に係る許可）を受けている者であり、かつ、延岡市の指名競争入札参加資格者名簿（名簿有効期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日、業種：土木一式工事）に登載されている者であること。

(2) 入札参加希望者が鮎やなの設置工事の施工実績を有していない者の場合

入札参加希望者の等級区分（延岡市の指名競争入札参加資格者名簿の格付のことをいう。以下同じ）より上位の等級区分に格付けされている者であること。ただし、入札参加希望者の等級区分がA級の場合の工事完成保証人は同級の者であること。

6 最低制限価格の設定の有無

設定する。

7 その他

(1) 入札に参加しようとする者が1者である場合でも、本件入札は執行する。

(2) 問い合わせ先

〒882-0053 延岡市幸町2丁目125番地 ココレッタ延岡2階
一般社団法人延岡観光協会
TEL 0982-29-2155 FAX 0982-29-2025

競争入札共通事項書

1. 入札保証金

免除

2. 入札書の記入方法

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

3. 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、同じ価格の入札が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

4. 契約金額

契約金額は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

5. 入札の無効条件

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (2) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書の入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (5) 連合その他不正の行為があった入札
- (6) 入札公告に定める条件等に反する入札
- (7) 虚偽の申請を行った者のした入札

6. 入札の失格条件

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限比較価格（最低制限価格の 110 分の 100 に相当する金額）に満たない金額で入札した者
- (2) 入札書比較価格（公表価格；予定価格の 110 分の 100 に相当する金額）を超えて入札した者

7. 入札の辞退

本件入札に関し、入札参加資格確認申請書を提出した者又は入札参加資格確認結果通知書の交付を受けた者は、入札を辞退しようとするときは、入札日までに一般社団法人延岡観光協会代表理事宛の入札辞退届を一般社団法人延岡観光協会事務局へ郵送（普通郵便で可）又は持参しなければならない。

8. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

9. 入札の取り止め等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10. 最低制限価格の設定 設定する。

11. 入札回数 1 回とする。

12. 工事費内訳書

工事費内訳書の提出の要否 不要

13. 契約条件

工事請負契約書による。

14. 支払方法

請負代金は次のとおり支払う。

(1) 部分払

支払時期 伝統鮎やな設置工事完成後、発注者への引渡しが完了したとき

支払額 請負代金額の50%に相当する額

(2) 完成払

支払時期 伝統鮎やなの撤去工事が完了したとき

支払額 残額（請負代金額から部分払額を控除した金額）

15. その他

- (1) 契約締結期限 落札決定の日から7日以内とする。

仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 条 本仕様書は、伝統鮎やな設置工事に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本仕様書によるものとする。

第 3 条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書の「本工事費内訳表」の費目
工種 種別 細別・規格、数量（単位）、「明細書」の名称・規格、数量（単位）、「単価表」
のうち工事目的物の材料にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。

第 4 条 第 3 者に及ぼした損害

工事契約書第 2 8 条第 2 項の、軽微なものの範囲は、請負金額の 1 0 0 分の 2 以内とし、
これを越える部分については発注者の負担とする。

第 2 章 施工条件

第 1 条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、工事施工時にお
いては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約
変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生し
た場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 工事の期間及び規模

- ・本工事は、令和 8 年 7 月 1 日の鮎やな資材準備開始から令和 8 年 12 月 18 日の撤去完了ま
での 171 日間とする。
- ・鮎やな資材準備は令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 92 日間で準備すること。
ただし、鮎やな資材の素材となる真竹・杉丸太・カマスは発注者が準備する。鮎やな資材と
は、丸太馬・棚杭・じゃかご・立テ簀・落テ簀等の鮎やなを構成する部材一式を指す。
- ・鮎やな落テ簀付近の実物大の模型を発注者が指定する場所に令和 8 年 9 月 11 日までに設置
すること。
- ・設置工事は令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 31 日間で設置すること。
- ・撤去工事は令和 8 年 12 月 7 日から令和 8 年 12 月 18 日までの 12 日間で撤去すること。
- ・設置完了から撤去開始までの期間の鮎やなの維持管理をすること。
- ・鮎やな資材を次年度の設置工事開始までの期間適切な管理で保管すること。現時点では、
令和 6 年度に設置工事を担当した延岡市三須町の有限会社木村建設敷地内に保管している。
この資材を令和 8 年 10 月 1 日の工事着工に向け、鮎やな設置現場まで運搬することとす
る。なお、保管場所から設置現場までの片道運搬距離は $L=3.1\text{ km}$ とする。
- ・設置工事に必要な孟宗竹を着工までに延岡市内より切り出す。切り出す場所については、
延岡市と協議後決定する。なお、昨年度孟宗竹を切り出した場所は延岡市古城水源地付近で

ある。

2 施工内容

鮎やな設置に関する施工内容を下記に示す。

(1) 河底整地工 L=121.5m W=6.0m 程度

- ・本工事は、延岡五ヶ瀬川漁協協同組合が鮎やな架設する位置及びその周辺の河床整備工事を行った後に着手することとなる。
- ・本工事では、水位や河床等の高さを勘案し、不陸整正等を行う。

(2) 丸太馬組み立て L=106.5m (立簀の支え部分含む)

- ・後ろ馬1本の丸太杭を打ち込み、前馬2本と三脚に組み立てる。
- ・3本の丸太杭を頂部で結束する。

(3) 棚組み立て L=106.5m

- ・丸太馬の頂部に棚カマスを設置できるようにL=1.8mの竹を使用して棚を組立てる。

(4) 棚カマス石詰め L=106.5m

- ・ムシロで編んで袋状にしたカマスを事前に三脚の頂部に設置し、その袋内に重機及び人力により袋詰めを行う。

(5) 竹網立て簀 (竹網 H1000~1500) L=106.5m

- ・竹網を丸太馬に設置する。

(6) やらず玉石補強 L=106.5m

- ・丸太杭の足元を玉石で補強を行う。
- ・玉石などの資材は、事前に延岡五ヶ瀬川漁業協同組合が行う河床整備工事の中で河川敷に備蓄しているものを使用する。

(7) 棚用丸太打ち込み N=50本

- ・落簀(L=10.0m×W=7.0m)を支えるのに、1.0m間隔に杭打ちを行う。

(8) 棚鮎やな落場 (L=10.0m×W=7.0m) A=70.0m²

- ・落テ簀を組み立てる

(9) じゃかご 2箇所

- ・落簾の両端にじゃかごを設置し、その中に玉石を重機及び人力で詰め込む。

(10) 栈橋組み立て L=70m

- ・観光客が落簀に鮎が落ちるところを見てもらうため、栈橋を設置する。
- ・栈橋の資材は単管などリース資材とし幅員を90cm確保すること。
- ・維持補修時の重機が通行できるように一部解体し通行できるようにすること。

(11) その他

- ・丸太馬同士を連結することと、竹網を設置するための竹（L=7.0m）が100本程度必要になるが、その資材を準備すること。
- ・(1)～(10)までの施工内容は、鮎やな設置に関する内容であるが、撤去については設置内容を参考に撤去すること。
- ・観光客の安全を確保するため、河川敷から鮎やな落簀までの階段区間の安全対策を講じること。安全対策に必要な資材はリース品とする。

3 設置から撤去までの期間の維持管理に関すること。

鮎やな設置した日より令和8年12月18日までに撤去する。

設置期間中について、大雨や異常出水を想定し次の内容の維持管理を行うこと。

(1) 人力による鮎やなの修繕

設置期間の内4日に1回（13日間程度）は、現場を見回り、鮎やなに異常がある場合は、その都度発注者の指示に従って、修繕作業を行うこと。

(2) 重機による鮎やな及び河床整備の修繕

設置期間の内3回程度1回あたりの作業日数を3日とする。

上記の修繕作業に伴って発生する資材等については、一般社団法人延岡観光協会が支給する。

4 公害関係

・本工事は、鮎などの生息している河川内で重機による作業となることと、下流に旭化成の工業用水の取水口があるため、重機のオイルなど流出による水質汚濁が生じないように、整備点検等については十分おこなうこと。

・台風などの異常出水により、設置した鮎やなが流出した場合には、速やかに流された資材を回収すること。

なお、流された状況などを確認し、軽微なものについては、変更の対象としないが、軽微なものでない場合は、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

また、作業に従事する人員の安全と衛生を守るために、労働安全衛生法を遵守すること。